

## 第4章 計画の内容

基本理念

基 本 目 標

みんなで協力、安心子育てのまち・えべつ

基本目標 1

「子どもが笑顔で育つ」  
まちづくり

基本目標 2

「安心して子どもを生み育てることができる」  
まちづくり

基本目標 3

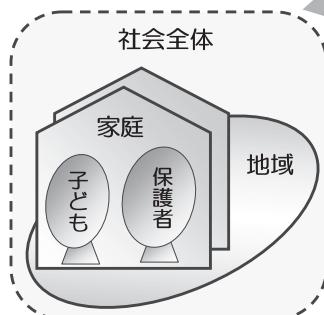
「地域で子どもを育てる」  
まちづくり

基本目標 4

「子どもと親、地域の子育てを支援する」  
まちづくり

基本目標 5

「子育て家庭が快適に暮らせる」  
まちづくり





## 基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり

本計画の主役である子どもが、いつも笑顔で暮らし、調和のとれた人格として成長するよう、学校を始め家庭や地域などの教育環境を整備します。また、すべての子どもが持つ権利が最大限に尊重される社会の実現と、子どもの事故防止、犯罪被害防止などに努め、子どもが安心して生活できるまちを目指すとともに、思春期の子どもたちの健全な発達を推進します。

### ○ 目標達成のための基本施策とその展開

「子どもが笑顔で育つ」まちをつくるために、良好な教育環境と子育てに関する市民意識の向上、安全な生活環境の確保と次代を担うふさわしい人材の育成を図ることとし、以下の基本施策を定めます。

基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり

#### 基本施策1－1 教育環境の充実

- ◆ この施策の展開は…
  - (1) 次代の親の育成
  - (2) 幼児教育の充実
  - (3) 学校教育の充実
  - (4) 子どもの活動の場となる環境の整備

#### 基本施策1－2 子どもが子どもとして育つ権利の確保

- ◆ この施策の展開は…
  - (1) 子どもの権利条約の普及
  - (2) 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進

#### 基本施策1－3 安全の確保

- ◆ この施策の展開は…
  - (1) 交通安全の確保
  - (2) 犯罪被害の防止
  - (3) 被害に遭った子どもたちへの適切な支援

#### 基本施策1－4 思春期対策の充実

- ◆ この施策の展開は…
  - (1) 正しい知識の普及啓発
  - (2) 相談体制などの充実

## 基本施策1－1 教育環境の充実

子どもの発達段階に応じて、子どもの個性を生かし、生きる力を伸長できるような教育環境を整備し、次代の江別市を担う人材を育成するとともに、家庭を持つことや子育てに夢を持ち、かつ、心身ともに子どもが健やかに育つ社会の実現を目指します。

### ● 次代の親の育成

### 1-1-(1)

予想以上の少子化の進行や核家族化、男女共同参画の推進や女性の社会進出など、男女の役割に関する意識が大きく変化してきている一方で、社会に出て働く意欲がなかつたり、社会へ順応することができずに家庭にひきこもつたりする若者が増加するなど、親となるべき世代のライフスタイルや価値観が大きく変わってきています。

男女が協力して家庭を築き、命の大切さや子どもを生み育てることの大切さについて、子どもの時から十分理解することが必要であるとともに、兄弟姉妹の減少などによって乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となる人が増加してきていることから、乳幼児とふれあう機会を設けていくなど、次代の親の育成を推進します。

また、教育部門を始めとして関係部署が連携を図り、子育てや就労を学習機会のテーマに取り上げるなど、様々な体験を通じた次代の親の育成に努めます。

#### ▷ 推進例としては…

##### ① 学習時間などを活用した乳幼児とのふれあい

中学生、高校生を対象に、キャリア教育やインターンシップによる保育就業体験を通して、乳幼児とふれあう機会をつくります。

##### ② 講演会や出前講座による男女共同参画の意識啓発

男女共同参画の重要性に気付いてもらうために、男女共同参画の講演会や出前講座などを実施します。

##### ③ 社会人講師を活用した職業観などの育成

文化・芸術など多岐にわたる分野から秀でた社会人を募り、市内小中学校の児童生徒の将来設計の意識や職業観などの育成を図ります。

## ● 幼児教育の充実

1-1-(2)

幼児期はその後の人生の基盤をつくる重要な時期であり、次代の江別市を担う人材を育成するためには、集団生活を通して生活習慣や自主性、社会性を身につけるなど、個人の発達に応じた対応が必要であり、「親と子の育ちの場」としての役割や機能を充実させる必要があります。

最近の幼稚園、保育園の利用状況をみると、幼稚園は入園者の率（3歳～5歳における対人口率）が約5割で大きな変化はありませんが、就学前人口数が減少していることから入園者数は減少しています。

一方、保育園の利用者は、共働き世帯の増加などによりその数は増加しており、幼稚園でも預かり保育を実施する園が増え、今後とも乳幼児教育の振興、支援が必要となっています。

また、幼児から小学校低学年による教育上、保育上の問題点を、一連の成長の流れの中で共通認識として捉え、より良い教育を実践するため、幼児期から学童期の関係者が広く連携して様々な情報交換などに努めます。

### ► 推進例としては…

#### ① 幼稚園に就園する子どもの保護者の負担軽減

幼稚園就園奨励費の補助により、一定の対象要件に該当する保護者に対して保育料減免相当額を補助し、幼稚園への就園を促します。

#### ② 幼稚園に対する補助制度の実施

私立幼稚園に対して、特色ある幼児教育を展開できるよう運営費や障がい児教育に対する補助金を支給し、就園率の向上を図ります。

## ● 学校教育の充実

1-1-(3)

全国的な少子化の進行で、江別市においても今後さらなる児童生徒数の減少が予想されます。現在、少ない子どもに対して、教育環境を充実させようとするニーズが増大しつつあり、塾、習い事、スポーツクラブへの参加などが盛んになってきています。また一方では、若者の就業率の低下や家庭における教育力の低下などが指摘されており、学校教育と社会教育とが一体となった取り組みが必要です。

このような中、子どもたちが個性豊かに生きる力を育むためには、知・徳・体のバランスのとれた育成を図る必要があり、教育内容及び指導方法の改善・充実を進めるとともに、学校施設、教育環境を整備していきます。

また、地域・家庭・学校がより一層の連携・協力を図るために、開かれた学校づくりを進めるとともに、障がい児教育では、障がいの多様化などに伴い、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育体制の充実を進めます。

さらに、社会的にも深刻な問題となっているいじめや不登校児について、気軽に相談できる場を充実させるなど、個別のケースに応じたきめ細やかな対応に努めます。

▶ **推進例としては…**

**① 特色ある教育メニューの創出と教育内容の充実**

小中学校では、総合的な学習の時間などを活用して創意工夫し、特色ある教育メニューを創出するとともに、コンピュータ教室のコンピュータを児童生徒1人につき1台配置し、時代に即した教育が受けられるよう教育環境を整備します。

**② 開かれた学校づくり**

小中学校では、「特色のある学校づくり」の実現に向けて、地域の特性などを踏まえた取組実践項目を掲げて活動するほか、学校公開日を設けて自由に見学できたり、学校評議員制度による学校・家庭・地域の間の連携協力を図ります。

**③ 学校施設の整備推進**

老朽化、耐震化、教育内容への適応状況に応じて内部・外部の改修を行い、子どもたちが安全で快適な学校生活をおくくことができるよう教育環境の整備推進を図ります。

● **子どもの活動の場となる環境の整備**

**1-1-(4)**

少子化の進行、塾や習い事の増加などにより、異年齢の子ども達同士で遊ぶ機会が少なくなっています。このような状況の中で、年齢差がある子ども達が一緒に遊び、そして遊びを通して人間づきあいやルールを学んでいくことが難しくなっています。

学校以外の生活も豊かにし、安全で利用しやすい児童館などの整備を図るとともに、地域の大人と子どもとの地域交流機能の充実に努めます。

そのため、児童館や小学校、公民館などの施設を活用し、土曜日などに文化活動機会の提供を行うほか、小中学校体育館やグラウンドをスポーツ・レクリエーション団体へ貸し出しするなど、手軽にスポーツなどに親しむ機会の提供に努めます。

▶ **推進例としては…**

**① 子どもたちへの文化活動機会の提供**

市内各小学校の施設を利用し、子どもたちが土曜日をより良く過ごせるように地域の専門的な指導者やボランティアの協力により、日本の伝統的・文化に対して理解を深めてもらい、文化芸術活動の拡充を図ります。

**② スポーツ・レクリエーション機会・施設の実施**

学校の体育館やプールを開放し、子どもたちが手軽にスポーツを楽しむことができる機会を提供するとともに、屋内・屋外の体育施設を子どもたちが快適に利用できるように整備を進めます。

**③ 異年齢の子どもたちの交流機会の提供**

自然体験事業としてのキャンプや、スポーツ・文化活動などを通じて、異年齢の子どもたちが集まり、交流できる機会の拡充を図ります。

**④ 公共施設の活用・整備**

児童館で地域の大人の指導・交流を通して、遊びやイベントを企画し、児童の健全育成を図ります。また、児童館や青少年会館、公民館などの公共施設を子どもたちが快適に利用できるように、整備を進めます。

## 基本施策 1－2 子どもが子どもとして育つ権利の確保

子どもの意見が社会に反映される環境を整備し、子どもの人権が最大限尊重され、かつ、健全育成が保障されるような社会の形成を目指します。

### ● 子どもの権利条約の普及

1-2-(1)

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（1989年に国連総会で採択され、日本は1994年に批准しました。）は、前文と本文54条からなり、大きく以下の4つの権利を定めています。

《子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳》

#### 1 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

#### 2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

#### 3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

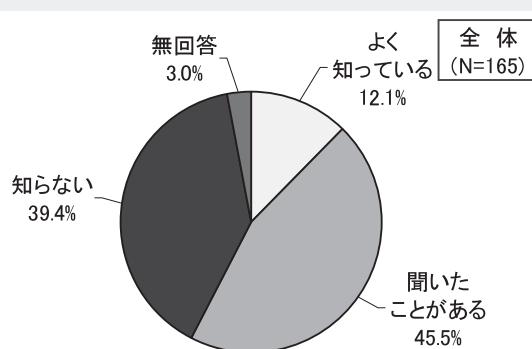
#### 4 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

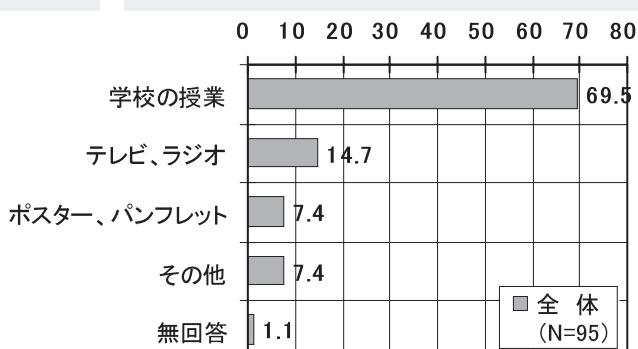
子どもが、幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で健全に成長できるように、この条約の内容が、子どもだけでなくその親や学校教育現場、そして社会全体に対しても一層浸透するよう普及啓発を進めるとともに、様々な機会を活用して、子どもの権利に対する市民意識の向上に努めます。

そのため、広報誌や市のホームページなどを活用した情報提供と、各種学習機会や地域での行事を活用した普及啓発を図ります。

「子どもの権利条約」について知っていますか（単位：%）



どのようにして知りましたか（単位：%）



【資料】平成21年度中高生アンケート

▶ 推進例としては…

① 市の広報やホームページなどを活用した情報提供の推進

「広報えべつ」や市のホームページへの掲載などにより、子どもの権利条約に関する情報の周知を行い、市民への普及啓発を図ります。

② 研修会などの機会を利用した普及啓発

児童虐待及びDV防止ネットワーク事業などにおける研修会などの機会を利用し、児童の権利侵害行為から児童を守るための意識啓発を行うとともに、子どもの権利条約に関する普及啓発を行います。

● 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進

1-2-(2)

第5次江別市総合計画（後期基本計画）では、行政と市民が相互に連携し、それぞれの役割を担いながら、市民が市民による自主自立のまちづくりを目指しています。

こうした中で、子どもがまちづくりに参加する機会や子どもの意見を聴取する機会が、大人に比べて少ないのが現状です。

今後、子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが江別市民として大切に扱われる社会を実現するためには、子どもの意見が社会により反映されるように、子どもの意見を聞く機会を多く設けるよう努めます。

▶ 推進例としては…

① 子どもの意見を聴取する広聴の充実

電子メールでの意見受付や子どもを対象としたアンケートの実施、子ども意見交換会の開催などにより、子どもが意見を表明しやすい環境整備を推進します。

② 子どもの意見を反映したまちづくり

地域の子どもたちや自治会の参加により、市民協働のシンボルとなる公園を改修・整備していくなど、子どもの意見が反映されるまちづくりを推進します。

## 基本施策 1－3 安全の確保

交通安全や犯罪被害の防止、あるいは虐待防止やDV被害防止を推進するとともに、万が一被害に遭った子どもについては適切に支援し、子どもの安全の確保を目指します。

### ● 交通安全の確保

1-3-(1)

子どもの交通安全を守るため、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけ、守ることができますように交通安全教育を充実するとともに、全市民の交通安全意識及び交通安全マナーの向上、そして安全に配慮した道路整備を図ることが必要です。

運転者・歩行者及び自転車利用者を対象とした交通安全教育・啓発の推進と交通標識の設置などの要請による事故の未然防止、さらには歩道の整備による安全な道路づくりを進めます。

また、駅周辺などの駐輪場の整備を図り、歩道の安全確保に努めます。

#### ▷ 推進例としては…

##### ① 交通安全教育及び啓発の推進

運転者・歩行者及び自転車利用者を対象に、交通安全教室による指導、家庭訪問、通学時の街頭指導などにより交通ルールを身につけるよう啓発を推進します。

##### ② 交通標識の設置などによる事故の未然防止

スクールゾーンやちびっこゾーンの区域を設定し、住宅地内などで事故の危険性が高い地点には注意喚起サインを設置し、事故の未然防止に努めます。

##### ③ 歩道の安全の確保

放置自転車を撤去したり、冬期間には、スクールゾーンを始めとした市が指定する路線について通学時間（午前7時ころ）までに除雪作業を終えるようにし、歩道の安全確保を行います。

### ● 犯罪被害の防止

1-3-(2)

子どもの安全を確保するため、犯罪被害などの実態把握に努めるとともに、防犯協会や地域、警察などと連携し、安全指導の一層の充実を図ります。

また、子どもの安全に関する地域での取り組みが広まってきており、今後も学校、地域、関係機関が緊密に連携し、子どもの安全を守る取り組みを進めるとともに、自治会の地域パトロールなど自主活動による防犯活動や啓発活動の推進を支援します。

#### ▷ 推進例としては…

##### ① 地域の防犯活動の推進

街路灯の維持に対して費用を自治会などに助成したり、自治会、PTA、学校、自主防犯グループなどによる自主的な防犯活動を推進し、意識啓発を図ります。また、専任指導員、少年育成委員による巡回街頭指導を実施します。

## ● 被害に遭った子どもたちへの適切な支援

1-3-(3)

近年、全国的に子どもが犯罪などの重大事件や虐待、DV被害などに巻き込まれることが多くなっており、被害に遭った子どもたちや直接被害に遭わなくても、事件の影響を受け精神的・身体的に変調をきたす子どもたちも少なからず見られます。

江別市においても、子どもの被害防止に努めるとともに、こうした子どもたちに対し、関係機関が連携・協力して、速やかに適切な保護と支援を図ります。

### ▷ 推進例としては…

#### ① 関係団体の連携による要保護児童の適切な保護

児童相談所や学校などの関係団体が連携し、犯罪などの被害に遭った要保護児童について、適切な保護や処遇を行います。

#### ② 被害に遭う前の相談体制の充実

「心の教室」、「ヤングテレホン」、スクールカウンセリングなどにより、児童虐待などの被害や犯罪に遭わないような事前の相談体制の充実と子どもたちへの相談窓口の周知を行います。

